

基本事件：令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

求釈明申立書 2

（本件除名処分が処分要件を満たすものか）

2025（令和7）年7月28日

東京地方裁判所 民事第37部 甲合議E係 御中

申立人訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

（連絡担当）同 弁護士 堀田 有大

裁判所におかれては、被告に対し、釈明権を行使することで、以下の文書の提出を求められたい。

第1 文書の表示

- 1 党員の処分要件、処分手続、再審査の手続を含む党規約の解釈に関する「運用マニュアル」を含む党規約の解釈が記載されている一切の文書（電子的記録を含む。以下同じ。）

- 2 被告が「党首公選制」を禁止した旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む一切の文書（電磁的記録を含む。）のうち、本件処分当時に有効であったもの
- 3 被告が「安保廃棄・自衛隊解消」を基本政策とする旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む一切の文書（電磁的記録を含む。）のうち、本件処分当時に有効であったもの
- 4 被告が、本件処分につき、原告の所属する被告の京都南地区委員会の新日本プロセス支部（以下「**本件支部**」という。）ではなく、京都南地区委員会が行う「特別な事情」（党規約50条第2文）に該当すると判断した会議の配布資料及び会議録（電磁的記録を含む）
- 5 被告の京都南地区委員会常任委員会が原告に対して交付した2023（令和5）年2月6日付けの除名処分通知書（甲2）を決定した会議の議事録及び配布資料（電磁的記録を含む。）
- 6 本件除名処分に関し、被告の党規律委員会が京都府委員会又は京都南地区委員会より受け取った「処分報告」に関する文書とその添付書類（電磁的記録を含む。）
- 7 原告が本件除名処分に対して2023（令和5）年11月1日付けでなされた再審査請求につき、被告が、2024（令和6）年1月16日、日本共産党第29回党大会においてこれを却下するとして決定するにあたって開催された大会幹部団会議、常任幹部会、中央委員会を含む一切の会議の議事録及び配布資料（電磁的記録を含む。）

第2 文書の趣旨

- 1 第1の1の文書（以下「**本件文書1**」という。）は、被告が党規約を統一的に解釈するために作成し、党規約の解釈や、処分手続、再審査の手続等の手順が記載されている文書である。
- 2 第1の2の文書（以下「**本件文書2**」という。）は、被告が「党首公選制」を禁止した旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む文書である。
- 3 第1の3の文書（以下「**本件文書3**」という。）は、被告が「安保廃棄・自衛隊解消」を基本政策とする旨の「党の決定」をした党大会決議、及び、綱領、中央委員会総会決定、中央委員会幹部会決定、常任幹部会決定を含む文書である。
- 4 第1の4の文書（以下「**本件文書4**」という。）は、被告が、本件処分につき、原告の所属する被告の本件支部ではなく、京都南地区委員会が行う「特別な事情」（党規約50条第2文）に該当すると判断した会議において配布された資料と、その会議の議事録が記載されている会議録である。
- 5 第1の5の文書（以下「**本件文書5**」という。）は、本件除名処分に係る決定をした会議において配布された資料と、その会議の議事録が記載されている会議録である。
- 6 第1の6の文書（以下「**本件文書6**」という。）は、本件除名処分に関し、被告の党規律委員会が、京都府委員会又は京都南地区委員会より受け取った文書であり、本件処分につき、別紙「処分報告項目例」に記載の各項目がと記載された文書である。
- 7 第1の7の文書（以下「**本件文書7**」という。）は、原告が本件除名処分に対して2023（令和5）年11月1日付けでなされた再審査請求につき、被告が、2024（令和6）年1月16日、日本共産党第29回党大会においてこれを却下するとした決定するにあたって開催された大会幹部団会議、常任幹部会、中央委員会を含む一切の会議において配布された資料と、それらの会議の

議事録が記載されている会議録である。

第3 文書の所持者

被告

第4 証明すべき事実

本件除名処分は違法であることである。具体的には、次のとおりである。

- 1 本件文書1は、本件処分の実体的要件である「党内に派閥・分派はつくらない」（党規約3条4項）、「党に敵対する行為は行わない」（同5条2項）に原告が該当しないことである。
- 2 本件文書2及び3は、本件処分の実体的要件である「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（同5条5項）に原告が該当しないことである。
- 3 本件文書4は、本件支部ではなく、京都南地区委員会によりなされた本件除名処分は、手続的要件である「特別な事情」（党規約50条第2文）を満たさないことである。
- 4 本件文書5及び6は、本件除名処分は、実体的要件及び手続的要件を満たさないこと、とりわけ、「もっとも慎重におこなわなくてはならない」、「関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない」と定める党規約54条第1文及び第2文に違反したことである。
- 5 本件文書7は、本件除名処分に対する再審査請求において、被告に対して「十分意見表明の機会をあたえる」と定める党規約55条第2文に違反したことである。

第5 釈明権行使の必要性

- 1 被告による釈明に対する回答拒否

- (1) 被告は、裁判所から原告の求釈明申立書（２０２５（令和７）年２月２０日付）記載の各事項につき釈明を受けにもかかわらず、規約３条の４項「派閥・分派」、５条２項の「党に敵対する行為」、４８条の「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」の各定義については、「あらためて定義しなければ理解できないものではない」と主張し、回答を拒絶した。また、被告は、これらの各条項と、５４条第１文の「もっとも慎重におこなわなくてはならない」との要件に該当する評価根拠事実についても、一切の回答を行わなかった。さらには、「規約の解釈及び適用については、政党としての被告の自律性を尊重すべきであり、裁判所が審査・判断すべきものではない」とすら主張している（２０２５年４月２４日付け準備書面（３）８頁）。
- (2) 被告は、規約５条５項第４文の「党首公選制をしない」という「党の決定」がないことに対しては、「中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出する。また、中央委員会議長を選出することができる。」と定める規約２３条から、それが党大会の決定であることを理由に、「いわゆる『党首公選』制を採用していないことは一目瞭然である」等と主張するのみで（２０２５年１月３１日付け準備書面（２）２３～２４頁）、その後も「これ以上の説明は要しない」として、説明を放棄している（２０２５年４月２４日付け準備書面（３）８～９頁）。
- (3) 被告は、２００４年新綱領以降に「核抑止抜きの専守防衛」を認めてはならない、「安保条約堅持」を主張してはならない、自衛隊合憲を主張してはならないという「党の決定」がないことに対しても、「党の綱領及び基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持しており、この路線は、大会ごとに確認されている」と主張するのみで（２０２５年１月３１日付け準備書面（２）２４～２５頁）、その後も「これ以上の説明は要しない」**確認**として、説明を放棄している（２０２５年４月２４日付け準備書面（３）８～９頁）。

2 釈明権行使が必要であること

本件訴訟は、2024（令和6）年3月7日の提訴から、既に1年4カ月以上が経過をしているが、被告の答弁拒否や釈明に対する回答拒否が続いており、依然として、その事実関係が明らかとなっていない。したがって、事実関係を明らかにすべく、以下のとおり本件文書1乃至7を提出させる必要がある。

(1) 本件文書1は党規約の解釈及び定義を明らかにするため必要である

被告は、規約の解釈や党員に対する処分の法的安定性を図る趣旨から、党員の処分要件、処分手続、再審査の手続を含む党規約の解釈に関する「運用マニュアル」を含む党規約の解釈が記載されている一切の本件文書1を作成している。当該文書には、規約3条の4項「派閥・分派」、5条2項の「党に敵対する行為」、48条の「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」の各定義が記載されている。したがって、本件文書1を提出させる必要がある。

(2) 本件文書2及び3は被告が「党首公選制」の禁止及び「安保廃棄・自衛隊解消」を基本政策とした「党の決定」の特定に必要である

本件処分の実体的要件である「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（同5条5項）については、「党の決定」がなければならないところ、依然として、被告が「党首公選制」を禁止した旨の「党の決定」は、規約23条以外に存在しない。また、被告が「安保廃棄・自衛隊解消」を基本政策とする旨の「党の決定」をしたことについては、抽象的に「党の綱領及び基本政策として、安保条約の廃棄と自衛隊違憲論を堅持しており、この路線は、大会ごとに確認されている」と主張するのみで、具体的な「党の決定」が一切特定されていない。したがって、本件文書2及び3を提出させる必要がある。

(3) 本件文書4乃至6は本件処分の前提とした評価根拠事実及び判断過程を明らかにするため必要である

さらに、被告は、原告が各処分要件に該当するかについて、その評価根拠

事実を一切明らかにしていないところ、本件文書4乃至6によれば、被告内において、本件処分をなすに当たって前提とした評価根拠事実、及び、各事実が各処分要件に該当する判断過程を明らかにすることができるものである。したがって、本件文書4乃至6を提出させる必要がある。

- (4) 本件文書7は「十分意見表明の機会をあたえる」に該当すると判断した前提の評価根拠事実及び判断過程を明らかにするため必要である

規約55条は、再審査請求をするに当たり、「十分意見表明の機会をあたえる」と定めているところ、被告が、原告に対し、再審査請求を却下するにあたり、どのようにして「十分意見表明の機会をあたえる」に該当すると判断したのかが、何ら明らかになっていない。本件文書7は、本件再審査請求を却下するに当たって、被告が「十分意見表明の機会をあたえる」に該当すると判断するにあたって前提とした評価根拠事実、及び、各事実が当該要件に該当する判断過程を明らかにすることができるものである。したがって、本件文書7を提出させる必要がある。

- (5) 結語

以上の次第であるから、裁判所におかれては、被告に対して、上記各文書を提出させるべく、釈明権を行使するよう求める。

以 上